

9. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

(1) 児童扶養手当について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいていることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

なお、児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成20年全国消費者物価指数の確定は今月末日頃の予定であるので、改定の有無及び改定となる場合の内容については、確定次第ご連絡する。

(2) 母子家庭等自立支援対策について

ア 就業支援施策の推進について

母子家庭の母等に対する就業支援施策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から本格的な取り組みを開始したところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られないところである。

昨年来、経済・雇用環境は厳しい状況にあり、母子家庭等の自立の促進のためには、一層、就業支援に力を入れていく必要があるが、各事業について未実施の自治体もなお多く、未実施の自治体におかれては事業の空白地域がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても積極的な取り組みを行うことにより、母子家庭の母の就業の促進が図られるようお願いする。

就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており（後述（ウ）（エ）（カ）参照）、母子家庭の就業支援を推進するためには、それらの施策も活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努められたい。

また、前述の児童扶養手当の一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当担当部局と就業支援等担当部局と連携しつつ、児童扶養手当受給者に対する各種就業支援施策の周知やそれらの利用に向けた働きかけについて、特段の配慮をお願いします。

(母子家庭就業支援関係事業等の実施状況等については、関連資料37(191頁))

(ア) 高等技能訓練促進費等事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

高等技能訓練促進費は、そのような養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のために一定期間給付金を支給するものであり、本給付金を活用した者の8割以上が常用雇用となっているなど、自立に向けた効果は高い。

修学に対する不安や負担を減らし、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進・支援する観点から、平成20年度第2次補正予算(案)及び平成21年度予算(案)において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行うこととしており、各自治体におかれては、必要な予算の確保や、母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

(都道府県においては、予算の確保等に遺漏がないよう、管内の市等に対しても十分に周知されたい。)(関連資料38(200頁))

【現行】修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)



【延長後】修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)

(イ) 母子自立支援プログラム策定事業等

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援が重要となるが、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子家庭自立支援プログラム策定事業は、こうした個別的な支援を行う上で非常に有効な事業である。

そのため、平成19年12月に策定した「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成21年度までに全ての自治体において実施する等の目標を設定しているところであり、未実施の自治体におかれては、早急に事業を実施されたい。

また、母子自立支援プログラム策定事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが福祉事務所等と連携し、就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、母子家庭の支援の担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われないケースが見受けられることから、昨年、それらの者に対する事業の周知や円滑な支援要請が行われるような体制整備について、都道府県、指定都市及び中核市に対して事務連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段のご配慮をお願いします。（関連資料39（201頁））

(ウ) 平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力開発機会が不足している者を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

平成20年度第1次補正予算においては、新たに、実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練が創設されたところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知等についてお願いしたい。（都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）（関連資料40（202頁））

(エ) 平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業主が正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金を実施しているところであり、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

(オ) 母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている者もある。こうした者については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要であり、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースを独立行政法人雇用・能力開発機構に委託して全国数カ所で開発・実施することとしているので、留意願いたい。

（関連資料41（203頁））

(カ) 平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所）に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算（案）において、新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性の就職支援協議会」の強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても連携・周知が図られるようお願いする。）
（関連資料42（204頁））

(キ) 各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、当該求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供していただくなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。また、この配慮については、福祉部局に限らず、人事担当課等の協力を得て組織全体に拡げていただくようお願いする。

(ク) 平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業の促進についてご協力いただきたい。

イ 養育費確保策の推進について

平成19年度から、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設したところである。同センターでは、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣（平成19年10月～平成20年10月：65自治体）等を実施しているので、積極的にご活用いただきたい。（関連資料43（205頁））

また、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年度から、養育費専門の相談員を配置することとしているが、未だに配置されていない自治体におかれては早急に配置をお願いする。

10. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者が23,758人（前年度22,315人）で相談理由の30.7%（前年度29.6%）を占めており、相談件数・割合ともに増加している。（関連資料46(208頁)）

また、一時保護された女性は6,478人（このほかに同伴家族5,529人）おり、そのうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,549人で一時保護総件数の70.2%を占めている。（関連資料47(209頁)）

一時保護委託契約施設数は261カ所（平成20年4月1日現在）であり、年々増加している。（関連資料48(210頁)）

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所一時保護所における同伴児童への対応等を行う指導員の配置、夜間警備体制の強化等様々な事業を実施し、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成21年度予算（案）では、婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費のうち新たに乳幼児用の単価を設定しケアの充実を図るとともに、婦人保護施設での同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置することとしているほか、都道府県が人身取引被害者や外国人DV被害者支援のための専門通訳者養成研修を実施する場合に補助を行うこととしているので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等にあたっては、施設のバリアフリー化や、日頃から国際交流協会等の関係機関との連携を図るなどにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。